

議案第 3 号

辺地に係る総合整備計画について

辺地に係る総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

理 由

辺地対策事業債により公共施設の整備をするにあたり、辺地に係る総合整備計画の策定に関し、議会の議決を要するので提出する。

総合整備計画書(案)

大分県日出町 南端辺地

(辺地の人口 229 人 面積 14.7 k m²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 日出町大字南畑 |
| (2) 地域の中心の位置 | 日出町大字南畑 1585-1 |
| (3) 辺地度点数 | 167 点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 現状

本地域は、日出町の西部に位置し、農業を主とした地域である。山間地に人家が点在し、集落を形成している。人口減少や高齢化など課題が多く、厳しい状況にある。

(2) 公民館の整備

本地域は、住民同士の交流や地域活動が盛んであるが、施設の老朽化が進んでいる現状である。施設を整備し、地域のコミュニティ環境の改善に努めることで、住民の交流促進・地域活動の活性化等が期待できる。また、指定避難所にも指定されており、災害発生時の住民の避難場所として重要な拠点であるため施設整備が急務である。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和8年度まで 1年間

(単位 千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定 額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
【教育文化施設】 南端地区公民館	日出町	13,518	0	13,518	13,500
合 計		13,518	0	13,518	13,500